

○議長（茅沼隆文）

日程第5 報告第10号 専決処分の報告について（開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、朗読させていただきます。

報告第10号 専決処分の報告について（開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成27年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成27年11月19日、開成町長、府川裕一。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律34号）の改正に伴い、地方公務員法を引用する開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年開成町条例第4号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第28号になります。第1条中、地方公務員法第24条第6項を引用している箇所がございますが、地方公務員法の改正で、第5項に繰り上がったため、改正するものであります。

なお、この繰り上げは、地方公務員法第24条第2項が削除されたことによりです。

参考までに申し上げますと、第24条第1項には、職員の給与は、その職務と責任に応じるものでなければならないとあり、第2項では、前項の規定の趣旨は、できるだけ速やかに達成されなければならないとありまして、この第2項につきまして、削除されたものでございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑はないようですので、報告第10号 専決処分の報告について（開成町職員の

勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。